日調連発第２７４号
令和７年１２月１９日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

令和７年（2025 年）青森県東方沖の地震に伴い基準点測量成果の公表が停止された地域における地積測量図の作成等に関する留意点について（通知）

標記について、法務省民事局民事第二課長から別添のとおり依頼がありましたので、適切な対応をとられるよう通知します。

なお、本件は、国土交通省国土地理院の発表（参考資料 1）に基づき、同課長から青森地方法務局長宛てに参考資料２のとおり通知されておりますので､各土地家屋調査士会においては、本件の留意点を所属会員に周知いただき、特に関係する土地家屋調査士会においては、管轄の青森地方法務局と十分な打合せをするなど表示に関する登記の申請についての処理に遺漏のないよう配意願います。

また、地積測量図に記載された筆界点の座標値が、地震前の測量成果に基づくものなのか、地震後の測量成果に基づくものなのかが重要となりますので、測量年月日は、必ず記載するようお願いします。

おって、標記の公表が停止されていない地域においては、基本三角点等の検測を行い、異常のある場合は、管轄の法務局又は地方法務局と協議いただきますようお願いします。

法務省民二第１７２８号
令和７年１２月１８日

日本土地家屋調査士会連合会長　岡田　潤一郎　殿

法務省民事局民事第二課長　北　村　治　樹
（公印省略）

令和７年（２０２５年）青森県東方沖の地震に伴い基準点測量成果の公表が停止された地域における地積測量図の作成等に関する留意点について

国土交通省国土地理院は、本月８日に発生した標記地震により地殻変動が観測された基本基準点（電子基準点、三角点、水準点）の測量成果（以下「基準点測量成果」という。）の公表を停止しています。

ついては、その改定の成果が公表されるまでの間、分筆の登記等に伴って登記所に提出される地積測量図の作成に当たっては、下記の点に留意されるよう、土地家屋調査士会及び同会会員に周知をお願いします。

また、関係する土地家屋調査士会においては、管轄の青森地方法務局と十分な打合せをするよう指導するなど表示に関する登記の申請についての処理に遺漏のないよう配意願います。

記

１　基準点測量成果の公表が停止された市町村

三沢市、むつ市、上北郡野辺地町、上北郡横浜町、上北郡東北町、上北郡六ヶ所村、下北郡東通村、下北郡風間浦村

２　基準点測量成果の公表が停止された市町村を管轄する登記所に提出される地積測量図の取扱い

基準点測量成果の公表が停止された市町村を管轄する登記所に提出される地積測量図の取扱いについては、以下のとおりとする。

(1) 筆界点の座標値

基準点測量成果の公表が停止された市町村を管轄する登記所に提出される地積測量図（以下「本地積測量図」という。）に記録された筆界点の座標値は、「近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合」（不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号。以下「規則」という。）第７７条第２項）に該当するものとして、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果として取り扱うものとする。

したがって、本地積測量図に記録された筆界点の座標値が既設の基本三角点等に基づく測量の成果である場合であっても、同座標値は、任意座標値として取り扱うこととなる。この場合には、申請人又はその代理人に対し、その旨を本地積測量図に記録することを求めるものとする。

同座標値については、任意座標値であることが一見して明らかでないことから、登記官は、同項に規定する座標値と同様、本地積測量図の適宜の箇所に、任意座標として取り扱った旨を補記するものとする。また、本地積測量図がオンライン申請により提出された場合には、地図情報システムの登録図面操作により、任意座標である旨の補記を行うものとする。

なお、本地積測量図に、任意座標である旨の補記がされていない場合において、その座標値が任意座標値であることを判別することができる明示があるときは、補記を要しないものとする。

(2) 地震前の測量成果による筆界点の座標値

本地積測量図に記録された筆界点の座標値が今般の地震前の測量成果に基づくものである場合において、地震後に、その成果について点検が行われ、その点検結果において相対的位置関係に変動がない（公差の範囲内）と確認することができるときは、同座標値は、任意座標値として取り扱うものとする。この場合には、その旨を規則第９３条ただし書に規定する土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人が作成した申請に係る不動産の調査に関する報告（これと同等の官公署等が作成する調査報告を含む。）に記録することを求めるものとする。

３　その他

国土交通省国土地理院が基準点の改定を行い、その成果に基づき、地震発生前の座標値から地震発生後の座標値に変換するためのパラメータ等が公表された場合の取扱いは、追って連絡する。

参考資料１

最終更新日：2025年12月12日

令和7年（2025年）青森県東方沖の地震に伴う基準点成果の公表停止について

お知らせ

令和7年12月8日に発生した青森県東方沖の地震により大きな地殻変動が確認された地域では、位置の基準（国家座標）である基準点（電子基準点、三角点等）の経度・緯度の値が大きく変化しており、地震発生前の測量成果を使用して測量を行った場合、正確な測量成果を得ることができない可能性があります。このため、国土地理院では該当する基準点の測量成果の公表を停止しました。（12月12日）

後発地震により大きな地殻変動が確認された場合、測量成果の公表を停止する範囲を拡大する可能性がございます。
最新情報は随時本ページに掲載します。

- 測量成果の公表停止（2025年12月12日）

測量成果の公表停止（2025年12月12日）

電子基準点

大きな地殻変動が観測された地域の周辺に位置する電子基準点の測量成果の公表を停止しました。
測量成果の公表を停止した点は以下の14点です。
詳しいリストについてはこちらをご覧ください。

県名	電子基準点（本点）	電子基準点（付属標）	合計
青森県	7	7	14

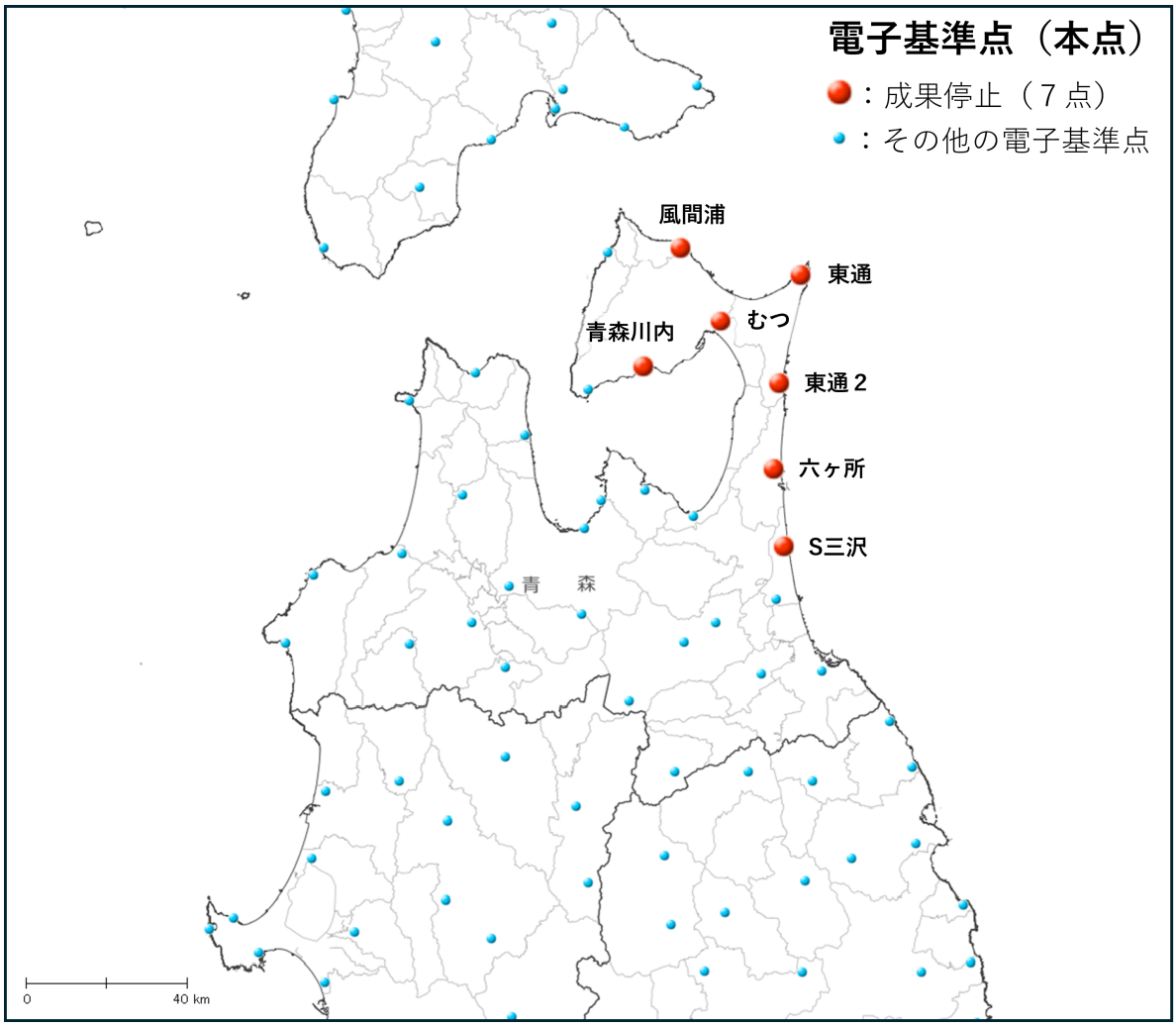

図1-1　測量成果の公表を停止している電子基準点（本点）配置図

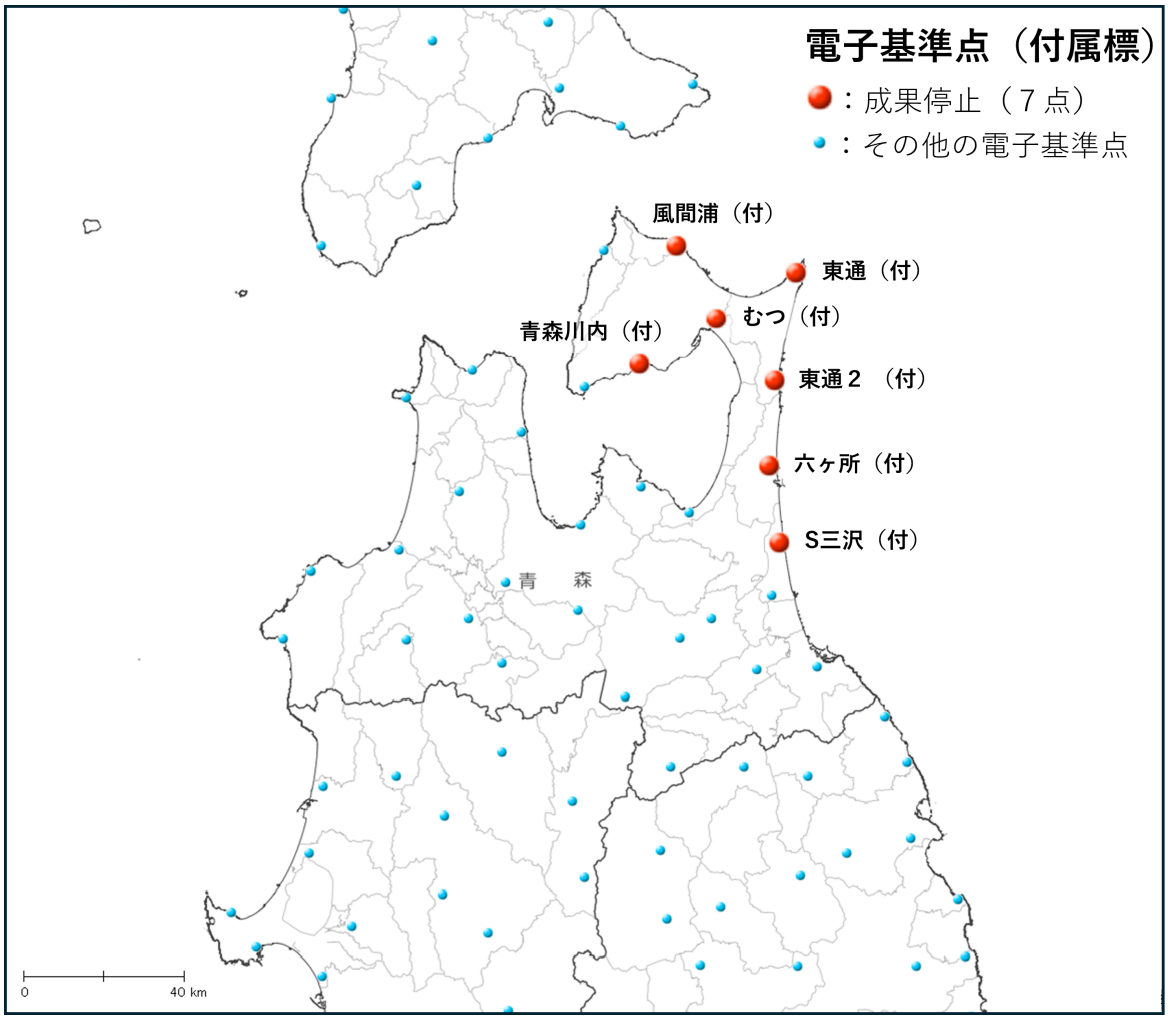

図1-2　測量成果の公表を停止している電子基準点（付属標）配置図

三角点等

地殻変動が観測された周辺に位置する三角点等の測量成果の公表を停止しました。

測量成果の公表を停止した点は、以下の567点です。

※一：一等三角点、 二：二等三角点、 三：三等三角点、 四：四等三角点

県名	一	二	三	四	合計	詳細リスト
青森県	8	25	210	324	567	リストはこちら

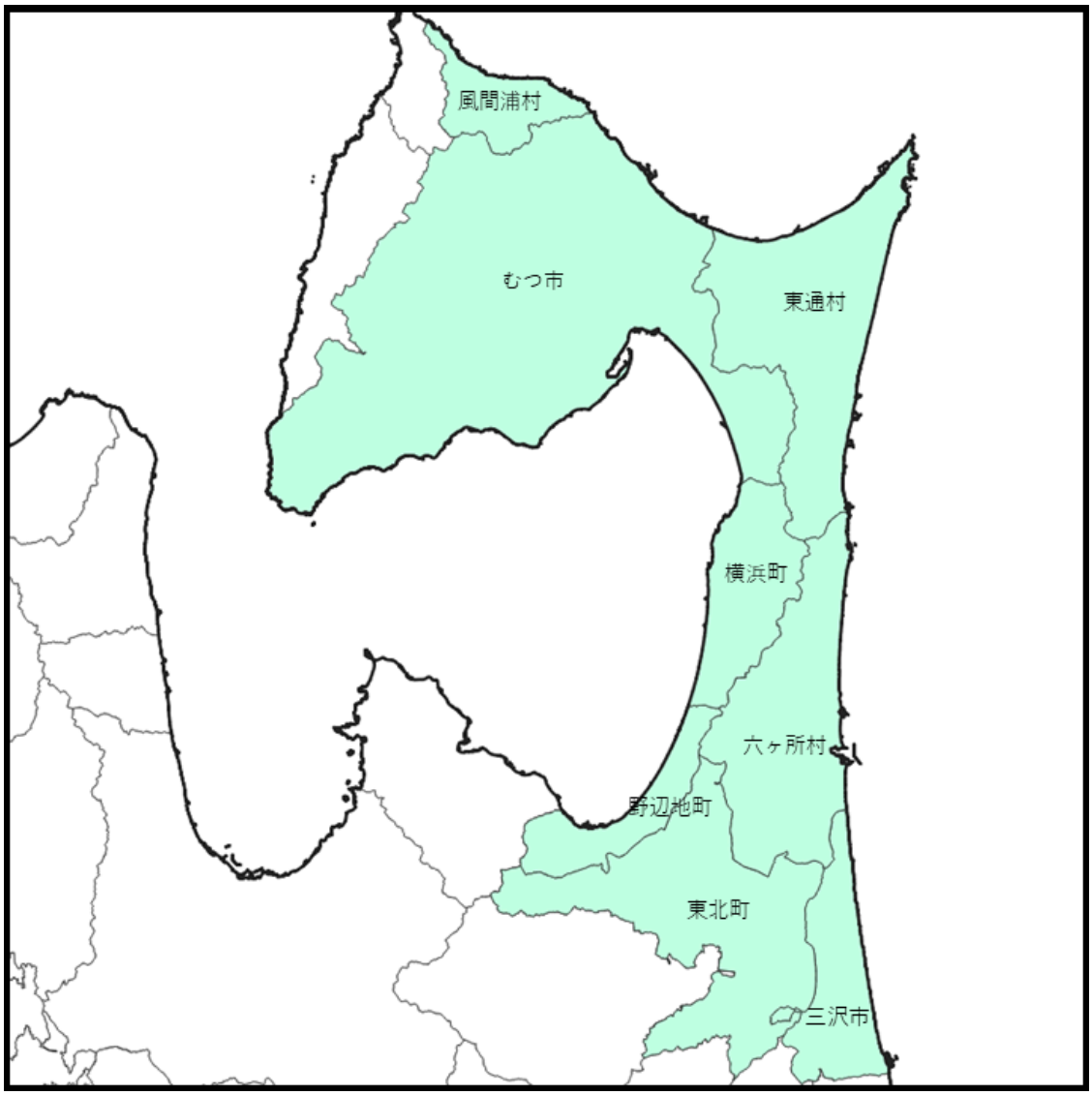

図2　三角点　測量成果公表停止範囲

測量成果の改定予定について

測量成果の公表を停止した範囲については成果を改定するとともに、座標補正パラメータを提供する予定です。また今後の観測等の結果に応じて、現在の公表停止範囲外においても測量成果を改定する可能性があります。範囲を追加して改定した時は、当該範囲についても座標補正パラメータを提供する予定です。

公共測量について

震源周辺地域で公共測量を実施中、または今後計画・実施されている場合は、下記のサイトを御確認ください。

- 令和7年(2025年)青森県東方沖の地震に伴う公共測量の対応

問い合わせ先

- 三角点・水準点の測量成果に関すること
  測地部　測地基準課　電話 029-864-4816(直通)

- 電子基準点の測量成果に関すること
  測地観測センター　電子基準点課　電話 029-864-6278（直通）

- 公共測量に関すること
  企画部　測量指導課　電話 029-864-6971（直通）

国土交通省国土地理院（国土交通省法人番号2000012100001）
〒305-0811 茨城県つくば市北郷１番　電話：029-864-1111(代表)
FAX：029-864-1807　アクセス情報・地図

Copyright. Geospatial Information Authority of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

法務省民二第１７２７号
令和７年１２月１８日

青森地方法務局長　殿

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

令和７年（２０２５年）青森県東方沖の地震に伴い基準点測量成果の公表が停止された地域における地積測量図の取扱い等について（通知）

国土交通省国土地理院は、本月８日に発生した標記地震により地殻変動が観測された基本基準点（電子基準点、三角点、水準点）の測量成果（以下「基準点測量成果」という。）の公表を停止しています。

ついては、その改定の成果が公表されるまでの間における分筆の登記等に伴って登記所に提出される地積測量図の取扱い上の留意点につき、下記のとおりとしたので、この旨貴管下登記官に周知願います。

記

１　基準点測量成果の公表が停止された市町村

三沢市、むつ市、上北郡野辺地町、上北郡横浜町、上北郡東北町、上北郡六ヶ所村、下北郡東通村、下北郡風間浦村

２　基準点測量成果の公表が停止された市町村を管轄する登記所に提出される地積測量図の取扱い

基準点測量成果の公表が停止された市町村を管轄する登記所に提出される地積測量図の取扱いについては、以下のとおりとする。

(1) 筆界点の座標値

基準点測量成果の公表が停止された市町村を管轄する登記所に提出される地積測量図（以下「本地積測量図」という。）に記録された筆界点の座標値は、「近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく

測量ができない特別の事情がある場合」（不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号。以下「規則」という。）第７７条第２項）に該当するものとして、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果として取り扱うものとする。

したがって、本地積測量図に記録された筆界点の座標値が既設の基本三角点等に基づく測量の成果である場合であっても、同座標値は、任意座標値として取り扱うこととなる。この場合には、申請人又はその代理人に対し、その旨を本地積測量図に記録することを求めるものとする。

同座標値については、任意座標値であることが一見して明らかでないことから、登記官は、同項に規定する座標値と同様、本地積測量図の適宜の箇所に、任意座標として取り扱った旨を補記するものとする。また、本地積測量図がオンライン申請により提出された場合には、地図情報システムの登録図面操作により、任意座標である旨の補記を行うものとする。

なお、本地積測量図に、任意座標である旨の補記がされていない場合において、その座標値が任意座標値であることを判別することができる明示があるときは、補記を要しないものとする。

(2) 地震前の測量成果による筆界点の座標値

本地積測量図に記録された筆界点の座標値が今般の地震前の測量成果に基づくものである場合において、地震後に、その成果について点検が行われ、その点検結果において相対的位置関係に変動がない（公差の範囲内）と確認することができるときは、同座標値は、任意座標値として取り扱うものとする。この場合には、その旨を規則第９３条ただし書に規定する土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人が作成した申請に係る不動産の調査に関する報告（これと同等の官公署等が作成する調査報告を含む。）に記録することを求めるものとする。

３　その他

国土交通省国土地理院が基準点の改定を行い、その成果に基づき、地震発生前の座標値から地震発生後の座標値に変換するためのパラメータ等が公表された場合の取扱いは、追って連絡する。